

暫定税率等の適用期限の到来

令和元年 11 月 25 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

1	暫定税率の取扱い
----------	-----------------

1. 経緯

基本税率が、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であるのに対して、暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性について常に見直していくものとされている。こうした観点から、暫定税率の適用期間を1年とし、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

現在、令和2年3月31日に適用期限が到来する、これら416品目に係る暫定税率について、その後の取扱いを検討する必要がある。

2. 検討

適用期限の到来する暫定税率に関する検討に際しては、下記の点に留意する必要がある。

(1) 延長の適否

イ. 生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響について

関税率には、産業保護を求める国内の生産者と安価な輸入品の供給を求める消費者・需要者の間の利益調整を考慮して設定される面があり、暫定税率によって基本税率等の水準を下回る関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関税率が引き上がることから、生産者及び消費者等に与える影響に留意する必要がある。

たとえば、ウルグアイ・ラウンド合意以前に関税割当制度を導入した品目については、一定の輸入数量を超える輸入に対して基本税率等を適用し国内生産者の保護に必要な水準を維持する一方で、一定の輸入数量までは基本税率等を下回る水準の暫定税率を適用し消費者等への安価な輸入品の供給を確保しており、仮に暫定税率を廃止する場合、生産者及び消費者等の間の利益調整に影響を及ぼすこととなる。

ロ. 国際交渉との関係について

ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当品目及び国家貿易品目については、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場アクセス機会を提供するとの国際約束を踏まえて、暫定税率を設定している点に留意する必要がある。

こうした品目について、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を予断なく注視する必要がある。

ハ. 調整金等との関係について

関税と調整金等を合わせた水準を国際的に譲許している品目については、国内の生産者支援に係る財源である調整金等を徴収するため、暫定税率によって協定税率を下回る水準の関税率を設定しており、国内生産の状況等を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

ニ. 関係国との協議結果に基づく税率の引下げ措置の履行に及ぼす影響について

ウルグアイ・ラウンド合意等における関係国との協議結果に基づき、暫定税率によって協定税率等を下回る水準の関税率を設定している品目については、仮に暫定税率を廃止する場合、関係国と改めて協議する必要がある。

ホ. 産業政策上の必要性、国際市況について

産業政策上の要請や豊凶を受けた価格変動等に対応するために暫定税率が設定されている品目については、その時々的情勢や国際市況を踏まえた上での暫定税率の設定が求められる点に留意する必要がある。

(2) 適用期限の設定、基本税率化の適否

暫定税率の適用期限を延長する場合、また、長年にわたって暫定税率が

設定され、それが定着している状況に鑑み、基本税率化（暫定税率を廃止して、同水準の基本税率を設定）を検討する場合には、従来、その時々国内産業や国際交渉の状況、政策上の必要性、国際市況を踏まえて常に見直しを行うべきとの理由から、適用期間を1年として暫定税率を設定してきた点に留意する必要がある。

たとえば、関税割当制度は、無税又は低税率が適用される輸入数量を限定する国境措置であることから、過去の関税率審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害が生じないよう常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきと位置付けられており、同制度の対象品目について、これまで適用期間を1年として暫定税率を設定してきている。

上記を踏まえ、全416品目に係る暫定税率の取扱いについて検討を行った結果、適用期限を1年延長することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

416品目の暫定税率について、適用期限を1年延長することが適当ではないか。

2 特別緊急関税制度の取扱い

1. 経緯

特別緊急関税制度（Special Safeguard：SSG）とは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置に伴う輸入急増時等の安全弁として、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、それぞれ関税率の引上げを行うものである。

SSGについては、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

令和2年3月31日にSSGの適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

2. 検討

SSGは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償に、農産品の輸入急増時等の安全弁として設けられた制度であることから、国際交渉の状況等を踏まえて検討を行う必要がある。

SSGに係る品目は、現在協議中のWTOドーハ・ラウンド交渉や、足元で進められている経済連携協定（EPA）等に係る交渉の対象となり得るものであり、国際交渉の状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期間を1年延長することが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

SSGについて、適用期間を1年延長することが適当ではないか。

3 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の取扱い

1. 経緯

牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置は、ウルグアイ・ラウンド合意時の関係国との協議結果に基づき、暫定税率によって協定税率より低い水準まで関税率を自主的に引き下げることとした際、その代償として、輸入急増時の安全弁として設けられた我が国独自の制度であり、輸入数量が一定の水準（以下「発動基準数量」という。）を超えた場合に、暫定税率によって協定税率より低い水準まで引き下げている関税率を、WTO協定の譲許の範囲内で戻すものである。

なお、牛肉に係る関税の緊急措置においては、前年度の輸入実績が北米におけるBSE発生前の水準を下回る場合には、当該水準（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均値）を算出基礎とする暫定措置を講じている。

牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置等については、適用期間を1年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

令和2年3月31日に、牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置等の適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

2. 検討

我が国に輸入される牛肉及び豚肉の99%超がEPA締約国産又は米国産であり、EPA締約国産の牛肉及び豚肉については、各EPAに設けられたセーフガードの適用対象となっている。一方で、米国産の牛肉及び豚肉については、現在、牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の対象となっているが、日米貿易協定が発効した場合、日米貿易協定に設けられたセーフガードの適用対象となり、関税の緊急措置の適用対象が実質的に無くなることを踏まえ当該措置の取扱いを検討する必要がある。

牛肉に係る関税の緊急措置については、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP12」という。）が発効する場合には本措置の適用対象となる牛肉の輸入が実質的に無くなるため、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環

太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」において、T P P 12 発効後は措置しないこととしている点に留意する必要がある。

前述のとおり、日米貿易協定が令和元年度内に発効することとなった場合、牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の適用対象が実質的に無くなることから、本措置を措置しないことが適当であると考えられる。

3. 改正の方向性

牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置について、日米貿易協定が令和元年度内に発効することとなった場合、措置しないことが適当ではないか。

4 加糖調製品に係る関税の取扱い

1. 経緯

加糖調製品については、国産の砂糖に対して価格優位性を有しているところ、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「T P P 11」という。）において関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に影響が生じることが懸念されたことから、「総合的なT P P等関連政策大綱」（平成29年11月24日T P P等総合対策本部決定）に基づき、T P P 11発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加された。加糖調製品に係る調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況にある。

このような状況の中、農林水産省から、加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和2年度のT P P 11税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところである。

2. 検討

加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無については、糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていることを踏まえつつ、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の状況等を基に検討する必要がある。

上記を踏まえ、加糖調製品と国産の砂糖に価格差が認められること、加糖調製品の輸入量が増加傾向にあること等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち6品目について、令和2年度のT P P 11税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当であると考えられる。

なお、令和3年度以降の暫定税率の取扱いについては、その時々T P P

11 税率等の設定状況を踏まえ、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の状況等に係る検証を踏まえ、検討する必要があると考えられる。

3. 改正の方向性

加糖調製品のうち6品目について、令和2年度のT P P11税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当ではないか。